

高山市職員の給与に関する条例及び高山市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例の概要について

1. 背景

飛騨牛ブランドの持続的な発展及び家畜診療、検診、防疫衛生体制の充実等を図るため、本市の家畜診療等の業務に従事する職員（獣医師）に対し、平成27年度から「給料の調整額」による上乘せ支給を導入することで処遇の改善に取り組んできた。しかしながら、その後も依然として獣医師の確保が困難な状況が続いている。

2. 見直しの内容

採用確保や離職防止に取り組むため、獣医師の処遇水準を県内トップクラスまで高める処遇改善を行う。

① 初任給調整手当の支給（第1条中第12条）

月額60,000円を支給する。ただし、採用の日から20年間で段階的に支給を逡減する。

② 特殊勤務手当（獣医師手当）の支給（第2条中別表）

月額50,000円を支給する。このことに伴い、「給料の調整額」を終了する。

【改正前】

【改正後】

給料月額 + 給料の調整額

給料月額 + 初任給調整手当 + 特殊勤務手当

<給料の調整額>

<初任給調整手当>

1級（主事補）	26,400円
2級（主事）	34,000円
3級（主任）	38,400円
4級（主査）	40,800円
5級（主幹）	42,400円
6級（課長等）	44,800円
7級（部長等）	48,400円



採用の日から

8年未満	60,000円
8年以上9年未満	56,000円
9年以上10年未満	52,000円
10年以上11年未満	48,000円
11年以上12年未満	44,400円
12年以上13年未満	40,000円
13年以上14年未満	35,000円
14年以上15年未満	30,000円
15年以上16年未満	25,000円
16年以上17年未満	20,000円
17年以上18年未満	15,000円
18年以上19年未満	10,000円
19年以上20年未満	5,000円
20年以上	0円

<特殊勤務手当>
獣医師手当
+50,000円

3. 施行期日

令和6年4月1日